公立大学法人山形県立保健医療大学職員就業規則

平成21年4月1日 規則 第 2 号 改正 平成22年11月24日 規則第1号 平成24年3月28日 規則第1号 平成30年10月31日 規則第1号 令和 2年 3月23日 規則第1号 令和 6年 3月19日 規則第4号

目次

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 任用

第1節 採用(第6条-第11条)

第2節 評価 (第12条)

第3節 昇任及び降任(第13条-第14条)

第4節 異動(第15条)

第5節 休職及び復職(第16条-第18条)

第6節 退職 (第19条-第22条)

第7節 解雇 (第23条-第25条)

第8節 退職証明書等(第26条-第27条)

第3章 給与(第28条)

第4章 服務(第29条-第34条)

第5章 勤務時間、休日及び休暇等(第35条-第36条)

第6章 研修(第37条)

第7章 賞罰

第1節 表彰 (第38条)

第2節 懲戒 (第39条-第42条)

第3節 損害賠償(第43条)

第8章 安全及び衛生(第44条-第47条)

第9章 出張等(第48条-第49条)

第10章 福利・厚生(第50条-第51条)

第11章 災害補償(第52条)

第12章 退職手当(第53条)

第13章 職務発明(第54条)

附則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条第1項の規定に基づき、公立大学法人山形県立保健医療大学(以下「法人」という。)に勤務する

職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。

2 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法、地方独立行政法 人法 (平成15年法律第118号)及びその他の関係法令の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規則で、「職員」とは、理事長が法人の職員として雇用した者をいう。
- 2 この規則で、「教員」とは、前項の職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。 (適用範囲)
- 第3条 この規則は、前条第1項に規定する職員に適用する。
- 2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条 第1項の規定により、山形県から派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に関し法人と 山形県との間で締結される派遣の取決めに定められた事項については、第1項の規定にかかわ らず、その取決めによる。
- 3 非常勤の職員及び期間を定めて雇用される職員(その他別に定める職員を除く。)については、第1項の規定にかかわらず、公立大学法人山形県立保健医療大学非常勤職員等就業規則で 定める。

(権限の委任)

第4条 理事長は、この規則に規定する権限の一部を、別に指定する理事又は職員に委任することができる。

(規則の遵守)

- 第5条 法人及び職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。
- 2 理事長は、この規則及びこの規則に附属する規程等について、職員に周知を図らなければならない。
- 3 職員は、この規則及びこの規則に附属する規程等の熟知に努めなければならない。また、この規則及びこの規則に附属する規程等を知らないことを理由として、その違反の責を免れることはできない。

第2章 任 用

第1節 採 用

(採用)

- 第6条 職員の採用は、選考又は競争試験による。
- 2 前項の選考及び競争試験に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 (労働条件の明示)
- 第7条 理事長は、採用しようとする職員に対し、あらかじめ、この規則を提示するとともに、 次の事項を記載した文書を交付する。
 - (1) 労働契約の期間に関する事項
 - (1)の2 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項(当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものに限る。)
 - (2) 就業場所及び従事する業務に関する事項
 - (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
 - (4) 給与に関する事項
 - (5) 退職に関する事項 (解雇の事由を含む。)

(提出書類)

- 第8条 職員として採用される者は、次の書類を速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が必要ないと認めた場合は一部を省略することができる。
 - (1) 誓約書
 - (2) 履歷書
 - (3) 最終学校の卒業(修了)証明書及び成績証明書
 - (4) 住民票記載事項証明書
 - (5) 健康診断書(3月以内のもの)
 - (6) その他理事長が必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、職員は、所定の書類により、その都度速 やかに届け出なければならない。

(赴任)

第9条 採用された職員は、すみやかに着任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う等 やむを得ない事情があり、理事長の承認を得た場合は、理事長が指定する日までに着任するも のとする。

(職員の配置)

第10条 職員の配置は、法人の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行う。

(試用期間)

- 第11条 新たに職員として採用された者については、採用の日から6月の試用期間を設ける。ただし、理事長が必要と認める場合は、この期間を短縮し又は免除することができる。
- 2 理事長は、必要と認める時は、前項の試用期間をさらに6月を限度として延長することができる。
- 3 理事長は、試用期間中の職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解雇し、 又は試用期間満了時に本採用を拒否することができる。
 - (1) 勤務成績が不良なとき
 - (2) 心身の故障により業務遂行に支障があるとき
 - (3) その他職員として適格性を欠くとき
- 4 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 評 価

(勤務評定)

- 第12条 理事長は、職員の勤務成績について評定を実施する。
- 2 職員の勤務成績の評定に関し必要な事項は別に定める。

第3節 昇任及び降任

(昇任)

- 第13条 職員の昇任は、選考による。
- 2 前項の選考は、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行う。

(降任)

- 第14条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任させることができる。
 - (1) 勤務実績が不良な場合
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- 2 前項定めるもののほか、降任に関し必要な事項は、公立大学法人山形県立保健医療大学職員 の休職、降任等に関する規程(以下「職員休職等規程」という。)で定める。

第4節 異 動

(異動)

- 第15条 職員は、業務上の都合により配置換又は兼務(以下「異動」という。)を命ぜられることがある。
- 2 職員は、正当な理由がないときは、前項に基づく命令を拒否することができない。 第5節 休職及び復職

(休職)

- 第16条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職させることができる。
 - (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - (2) 刑事事件に関し起訴された場合
 - (3) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合
 - (4) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、休職させることが適当と認められる場合
- 2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。
- 3 この規則に定めるもののほか、休職に関し必要な事項は、職員休職等規程で定める。 (休職の期間)
- 第17条 前条第1項各号(第2号を除く。)の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、必要に応じ、個々の場合について、理事長が定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、初めに休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。
- 2 前条第1項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係 属する間とする。

(復職)

第18条 理事長は、前条に規定する休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められる ときは、速やかに復職を命じなければならない。

第6節 退 職

(退職)

- 第19条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日をもって退職する。
 - (1) 退職を申し出たとき 理事長が退職日と認めた日
 - (2) 定年に達したとき 定年に達した日以後最初の3月31日
 - (3) 第16条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき 休職期間満了の日
 - (4) 死亡したとき 死亡日
 - (5) 任期の定めがあるとき 任期満了の日
 - (6) 法人の理事長に就任したとき 理事長となった日の前日
 - 2 第21条第2項に規定する職員に係る前項の規定については、同項第2号中「最初の3月31日」とあるのは、「副学長の任期が満了する日」とする。

(自己都合による退職手続)

- 第20条 職員が退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに文書をもって理事長 に願い出て承認を得なければならない。ただし、理事長が特に認めた場合はこの限りではない。
- 2 職員は、退職を願い出ても、退職するまでは従来の職務に従事しなければならない。

(定年及び管理監督職勤務上限年齢制)

- 第21条 職員の定年は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。
 - (1) 教員(助手を除く。) 年齢65年
 - (2) 前号以外の職員 年齢65年
- 2 前項第2号に規定する職員の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は公立大学法 人山形県立保健医療大学給与細則(平成21年)第10条第1項に規定する職とする。
- 3 第1項第2号に規定する職員の法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、 年齢60年とする。
- 4 理事長は、第1項第2号に規定する職員の法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この項において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほかに、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
 - (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この項において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等をすること。
 - (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等をすること。
 - (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等をすること。
- 5 理事長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事 由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係 る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間を いう。以下この条において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期 間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期 間内。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職 を占めたまま勤務をさせることができる。
 - (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、 当該職員の他の職への降任等により業務の運営に著しい支障が生ずること。
- 6 理事長は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内

(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から 定年退職日までの期間内。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、 更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の 翌日から起算して3年を超えることができない。

- 7 理事長は、第5項及び第6項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の 同意を得なければならない。
- 8 理事長は、第5項及び第6項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間 の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするもの とする。
- 9 副学長を兼務する教授で、第1項第1号に規定する年齢に達した後に採用されたものの定年は、同号の規定にかかわらず、副学長の任期の満了する日における当該職員の年齢とする。 (定年による退職の特例及び定年前再雇用短時間勤務制)
- 第22条 理事長は、第19条第1項第2号の規定により退職すべきこととなる職員について、特に 必要と認める場合は、前条第1項に規定する定年を超えて勤務させることができる。
- 2 理事長は、前条第1項第2号に規定する職員で年齢60年に達した日以後に退職をした者(以下「年齢60年以上退職者」という。)を採用することができる。(以下「定年前再雇用短時間勤務制」という。)ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるとき、又は次条に定める解雇事由等に該当する場合は、この限りではない。
- 3 前2項に定めるもののほか、定年による退職の特例及び定年前再雇用短時間勤務制に関 し必要な事項は、公立大学法人山形県立保健医療大学職員再雇用等規程で定める。

第7節 解雇

(解雇)

- 第23条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇する。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき
 - (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したとき
- 2 理事長は、前項第2号の規定にかかわらず、拘禁刑以上の刑に処せられた職員のうち、その 刑に係る罪が職務遂行中のものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者について、情状を 考慮して特に必要と認める場合は、解雇しないものとすることができる。ただし、解雇しない ものとされた職員がその刑の猶予の言渡しを取り消されたときは、その取り消しの日に解雇す る。
- 3 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇することができる。
 - (1) 勤務実績が著しく不良であるとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 前2号に該当する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くとき
 - (4) 組織の改廃により廃職又は過員が生じた場合において、配置転換その他の措置が困難で、解雇の回避のための努力を尽くしたにもかかわらず法人の経営上解雇がやむを得ないとき
- 4 この規則に定めるもののほか、解雇に関し必要な事項は、職員休職等規程で定める。 (解雇制限)

- 第24条 次の各号のいずれかに該当する期間は、前条の規定にかかわらず、解雇しない。ただし、 療養開始後3年を経過した日において、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下 「地公災法」という。)に基づく傷病補償年金を受けている場合若しくは同日後において傷病 補償年金を受けることとなった場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続 が不可能となり、その事由について行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。
 - (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業をする期間及びその後30日間
 - (2) 労基法第65条に定める産前産後の休業をする期間及びその後30日間 (解雇予告)
- 第25条 第23条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をし、又は労基法 に定める平均賃金(以下「平均賃金」という。)の30日分を支払わなければならない。ただし、 予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮する。
- 2 前項の規定は、試用期間中の職員(採用後14日を超えて引き続き雇用されたものを除く。) を解雇する場合又は労基法第20条第1項ただし書後段に規定する事由に係る行政官庁の認定を 受けた場合には、適用しない。

第8節 退職証明書等

(退職証明書の交付)

- 第26条 法人を退職し又は解雇された者から次の事項の全部又は一部について証明書の交付の請求があった場合は、遅滞なくこれを交付する。第25条第1項の規定により解雇の予告をされた者から、解雇の予告の日から解雇の日までの間において請求があった場合も、同様とする。
 - (1) 雇用期間
 - (2) 業務の種類
 - (3) 業務の地位
 - (4) 給与
 - (5) 退職の事由 (解雇の場合はその理由)

(退職後の責務)

- 第27条 職員が退職し又は解雇された場合は、法人から借用している物品をすみやかに返還しな ければからかい
- 2 退職し又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 退職し又は解雇された者は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項 を発表する場合においては、理事長の許可を受けなければならない。

第3章 給 与

(給与)

第28条 職員の給与については、公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程で定める。

第4章 服 務

(誠実義務及び職務専念義務)

- 第29条 職員は、法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、 職務の遂行に専念しなければならない。
- 2 職務専念義務の免除、その他この章に定めるもののほか職員の服務については、公立大学法 人山形県立保健医療大学職員服務規程で定める。

(法令等及び上司の命令に従う義務)

第30条 職員は、法令及び法人の諸規程を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。
- 3 上司は、指揮命令を受ける職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先して 職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

- 第31条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 法人の名誉及び信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をすること
 - (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らすこと
 - (3) 職務及び地位を私的利益のために用いること
 - (4) 法人の敷地及び施設内(以下「学内」という。)で、法人の秩序又は規律を乱す行為をすること
 - (5) 法人の許可を受けずに、学内で業務の正常な運営を妨げる集会、演説、文書又は図画の配布又は掲示その他これに準ずる行為を行うこと
 - (6) 法人の許可を受けずに、学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行うこと
- 2 法令に基づく証人又は鑑定人等として前項第2号の秘密に関する事項を発表する場合には、 法人の許可を受けなければならない。

(兼業)

- 第32条 職員の兼業については、公立大学法人山形県立保健医療大学職員兼業規程で定める。 (ハラスメントの防止)
- 第33条 職員は、ハラスメントを行ってはならず、その防止に努めなければならない。
- 2 ハラスメントの防止については、公立大学法人山形県立保健医療大学ハラスメントの防止及び措置に関する規程で定める。

(倫理)

- 第34条 職員は、職務の倫理の保持に努めなければならない。
- 2 職員の倫理については、公立大学法人山形県立保健医療大学職員倫理規程で定める。 第5章 勤務時間、休日及び休暇等

(勤務時間、休日及び休暇等)

第35条 職員の勤務時間、休日及び休暇等については、公立大学法人山形県立保健医療大学職員 の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程で定める。

(育児・介護休業等)

- 第36条 職員のうち、3歳に満たない子の養育又は家族の介護を必要とする者は、法人に申し出 て、育児休業又は介護休業をし、又は勤務時間の短縮その他必要な措置を受けることができる。
- 2 前項の育児休業、介護休業及び勤務時間の短縮その他必要な措置については、公立大学法人 山形県立保健医療大学職員育児休業、介護休業等に関する規程で定める。

第6章 研修

(研修)

- 第37条 理事長は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修機会の提供に努める。
- 2 職員は、前項の研修を命じられた場合には、これを受けなければならない。
- 3 職員の研修については、公立大学法人山形県立保健医療大学職員研修規程で定める。

第7章 賞 罰

第1節 表 彰

(表彰)

- 第38条 職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、表彰する。
 - (1) 大学の名誉となり、又は職員の模範となる行為を行ったとき
 - (2) その他理事長が必要と認めるとき
- 2 職員の表彰については、公立大学法人山形県立保健医療大学職員表彰規程で定める。

第2節 懲 戒

(懲戒)

- 第39条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒に処することができる。
 - (1) 正当な理由がなく無断欠勤をし、出勤の督促をしてもなおこれに応じない場合
 - (2) 正当な理由がなく欠勤、遅刻を繰り返すなど勤務を怠り、業務に支障を及ぼした場合
 - (3) 故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合
 - (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
 - (5) 法人の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
 - (6) 素行不良で法人の秩序又は風紀を乱した場合
 - (7) 重大な経歴詐称をした場合
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、法令及び法人規程に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合
- 2 理事長は、管理監督者の管理監督下にある職員に前項の懲戒に該当する行為があった場合は、 当該職員の管理監督者をその監督責任により懲戒に処することができる。

(懲戒の種類)

- 第40条 懲戒は、次に掲げる区分に応じて行う。
 - (1) 戒告 文書をもって、その責任を確認し、将来を戒める。
 - (2) 減給 1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の半額を超えず、その総額が 1 給与支払期における給与の総額の10分の1を超えない額を給与から減ずる。
 - (3) 停職 1日以上1年以下の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
 - (4) 懲戒解雇 予告期間を設けないで、即時に解雇する。

(懲戒の手続等)

第41条 前2条に定めるもののほか、職員の懲戒については、公立大学法人山形県立保健医療大学職員懲戒手続規程で定める。

(訓告等)

第42条 理事長は、第41条に規定するもののほか、服務を厳正にし、規律を保持するために必要 があるときは、文書又は口頭により、厳重注意又は訓告を行うことができる。

第3節 損害賠償

(指害賠償)

第43条 職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部 を賠償させることができる。

第8章 安全及び衛生

(安全衛生の確保)

- 第44条 理事長は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関係法令に基づき、職員の健康増進と安全衛生の確保のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 職員は、安全衛生の確保について、関係法令ほか、上司の指示を守るとともに、法人が行う

安全衛生に関する措置に協力しなければならない。

(非常時の措置)

第45条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はそのおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに、直ちに上司その他関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限にくいとめるように努めなければならない。

(健康診断)

- 第46条 職員は、法人が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。
- 2 理事長は、前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、職員に就業の禁止、勤 務時間の制限等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 職員は、正当な理由なしに、前項の措置を拒んではならない。

(安全衛生に関する事項)

第47条 この章に定めるもののほか、職員の安全衛生については、公立大学法人山形県立保健医療大学職員安全衛生管理規程で定める。

第9章 出張等

(出張)

- 第48条 業務上必要がある場合は、職員に出張を命ずることができる。
- 2 出張を命じられた職員は、出張を終えたときには、速やかに報告しなければならない。 (旅費)
- 第49条 職員に対して支給する旅費については、公立大学法人山形県立保健医療大学職員旅費規程で定める。

第10章 福利・厚生

(宿舎)

第50条 職員の宿舎の利用については、公立大学法人山形県立保健医療大学職員宿舎管理規程で 定める。

(共済)

第51条 職員の共済については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の定めると ころによる。

第11章 災害補償

(業務災害及び通勤災害)

第52条 職員の業務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)及び通勤による災害については、地公災法の定めるところによる。

第12章 退職手当

(退職手当)

第53条 職員の退職手当については、公立大学法人山形県立保健医療大学職員退職手当規程 で定める。

第13章 職務発明

(職務発明)

第54条 職員が職務上行った発明等及びこれらに係る権利の取扱いについては、公立大学法人山 形県立保健医療大学職務発明等規程で定める。 附則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(平成22年11月24日改正)
- この規則は、平成22年11月24日から施行する。 附 則(平成24年3月28日改正)
- この規則は、平成24年3月29日から施行する。

附 則(平成30年10月31日改正)

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日改正)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月19日改正)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(定年に関する経過措置)

2 令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間における第21条第1項第2号の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供および勤務の意思の確認)

3 理事長は、当分の間、職員(第3条第3項並びに第21条第1項第1号に規定する職員を除く。以下この項において同じ)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思確認を行うべき年度の末日認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置その内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則(令和7年3月10日改正)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則又は規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則又は規程の規定の例によることとされる人の資格に関する規則又は規程の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期

禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。